

金というものが行われていると承知しております。
西田実仁君 それは形式では何というかそういう手順になっているということをやったにすぎないわけでありませう。

実際に最大の努力がなされているかというのは一つの例で結構ですので、何社ぐらいこの入札掛けているのか教えてください。

政府参考人（渡邊芳樹君） 入札の手続を踏んでどうなっているかという点を含めまして、改めて独立行政法人を通じ、委託先の信託関係者によく調べをさせていただきたいと思えます。

西田実仁君 ということは、じゃ、今までもうずっと、こうしたまま額も掌握していない、そして入札されているか、されているだろうという、そういうプロセスは定めていますという、ちゃんとやっているだろうというところで検証もしていない、あるいは点検もしていない、こういうふうには理解してよろしいんでしょうか。

政府参考人（渡邊芳樹君） 実際に業務が処理されておるわけでございますので、独立行政法人として信託銀行と話し合っていたら実情の把握に努めると、これは当然行つべきことと考えられますので努力させていただきたいと思えますが、冒頭御指摘のとおり、全体の運用という観点と安定株主のための株主優待券というような優待物の問題と若干観点の違つところもあつたかと思いま

すが、いずれにしても、詳しく調べをするといつたときに、効率的にそれが行われるというふうな事務体制、あるいは委託手数料にどのように跳ねるのか跳ねないのかという効率性も含めて御相談をさせていただきよう指導したいと思っております。

西田実仁君 これはやっぱりしっかり、三億七千万にもなるわけですし、これまでもちゃんと本当に入札されていたのかどうかよく分からないということもあります。もう百五十兆にも上る、確かに本体じゃないかもしれませんが、結局、保険料を払っている人はもうとらの子のお金を払っているわけでありまして、大変な生活をしながら払っている、それをどういふふうにして、付随的に発生するにしてもそこまできちんとやるということとがやはりこれは私たちに課せられていることだということふうにも思えますので、しっかりとこれやってみよう。

最後、副大臣、いかがでしょうか。
副大臣（赤松正雄君） 西田委員から極めて大事な御指摘をいただいたと思っております。

株主優待物の売却益は、今話の中に出てきましたように三億七千万というふうな額であつて、非常に大事な運用の収益源ということでございますので、きちっと取り扱っていかなくちゃいけないものだ、そういう認識をいたしております。

今局長からもありましたけれども、現在、信託銀行における株主優待物の取扱いにつきましては、信託銀行と管理運用法人がいわゆるヒアリングという方式を通じてルールどおり行われているかどうかを確認しているという形を取っておりますので、さらに、こういった形以外にどのような形できちつとした確認が可能なのかどうか、そういう点を含めまして、契約当事者であります管理運用法人と信託銀行の間でしっかりと検討していただくようにこちらとしても見ていきたい、そんなふうには思っております。

以上です。
西田実仁君 終わります。
神本美恵子君 民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

今日は決算ということで、文科、厚労とそれから男女共同参画・少子化担当の特命大臣、猪口大臣もお越しいただけるといふことなので、その問題について、若干ですけれども、お伺いしたいと思えます。

「委員長退席、理事武見敬三君着席」
私、昨年の本会議、特別国会における本会議で小泉総理に、男女共同参画と少子化対策というのは重要に関連している、特に少子化対策においては男女共同参画の推進は重要な課題であるということをお申し上げましたら、総理もその場で、これ

ふうに使ったのか、厚生労働省がどういふふうに使ったのか、その内容が、当然そこを把握しないと内閣府特命大臣としては、厚生労働さん、頑張りが必要じゃないかと、文科省さん、これではなくてこういう施策を講じてくださいというふうな連携が取れないのではないかと思いますのでお伺いしているんですけれども。

政府参考人（名取はにわ君） お答えいたします。

今、私どもは、男女共同参画基本計画につきましてもどのような施策をするかということについて各省の施策について取りまとめ、そしてそれを白書という形で御報告もしておりますんですが、決算につきましても、例えば内閣府ですと内閣府の決算というのは出ますけれども、どのような政策にどのように使ったのかというふうなところでは出ておりませんので、各省におきましても同じ状況でございますので、男女共同参画基本計画に合わせた決算額というふうな形では取りまとめられないでございます。

神本美恵子君 だから、内閣府の男女共同参画同予算四億円の内訳ではなくて、私が申し上げているのは、ここに書いてある、これ内閣府で作られたんではないかと思つんですが、このそれぞれについて各省庁が出す決算を一覧にして、内閣府男女共同参画局として政策評価をして次の予算に

反映させるよう調整すべきではないかということをお願いしているんです。

政府参考人（名取はにわ君） お答えいたします。

男女共同参画社会基本法におきましては、年次報告を国会にするようにというふうなことで規定がございますんですが、こちらにつきましても、毎年、これから講じようとする施策について国会に提出しなければならぬというふうな規定されておりまして、それでございますので、予算額につきましても、きちっと各省がどのような計画について予算をそれぞれの施策について要求したのかというふうなことについては私どももきちっと取りまとめおるのでございますけれども、決算につきましても今のような仕組みでございますので、それができないというふうなことではございません。

神本美恵子君 恐らく局長レベルでお答えできないかもしれませんが。

大臣、そこで、大臣の就任に当たる記者会見を讀ませていただいたんですが、就任ではありませぬけれども、そのときにおっしゃっているんですが、各省庁の大臣に、この男女共同参画及び少子化は最重要課題であると、政府にとって。ですから、各省庁の大臣によるしくこの分野をお願いしたいということを積極的に伝えていきたいという

ふうにおっしゃったんですね。

「理事武見敬三君退席、委員長着席」

私は、よろしくお願いいたしますだけではなく、どのくらいできましたか、ここはなぜできないのですかということ、特命大臣ですから是非言っていたらいい。それを言うにはバックデータが必要だと思います。このお金はどう使ったんですか、これよりもこつちに回すべきではないか。特に少子化対策、今重要課題だし、最近、朝日新聞の調査でも出ておりました。子育てできる労働環境の整備が今最も求められているというふうなアンケート結果も出ておりましたので、そういう、どこに重点化するのかということをお各大臣に、よろしくではなくて、厚生大臣、あなたはどこまでできたんですかというふうな強いリーダーシップでやられるように、御決意を短く。

それから、そういう決算をきちっと出すということをお約束いただきたいと思えます。

国務大臣（猪口邦子君） 神本先生おっしゃいますとおり、少子化と男女共同参画はワンセットの政策として推進しなければならぬ我が国におけます最重要課題と認識しております。そして、私としては、決してよろしくと申し上げているだけではなく、連携しながらも、今までの政策のまづ分析から見直して、より総合的な対策、そして多角的な観点からの多様なニーズにこたえる政策

を議論する、そういうことをやっております。それは、今までの政策についての評価と、更にどういふことが必要かという分析に基づくものです。

例えば少子化対策でございますと、過去のエンゼルプラン、新エンゼルプランなどは保育関係事業の拡充を中心としておりました。これは働く女性のための不可欠な支援ですが、今日、例えばいわゆる専業主婦の方も育児の中で不安感を持っている。より総合的な対策が必要ということから子ども・子育て応援プラン、これは若者の就労支援でありますとか、先生おっしゃいますような男性も含めた長時間労働などの働き方の見直し、それから女性の育児休、まあ男女ともですけれども、育児休業の取得の促進、制度はあっても取りにくい、そういうことは、例えば様々な予算措置を含めて議論をし、今年度から実施の方向で進むことになってきております。

それは、先生おっしゃいますとおり過去の政策について非常に真摯な分析をし、その成果を認めつつ、それが不必要であったということは決してなく、非常に重要な成果をもたらしたと私は考えておりますが、より多角的な観点からの補充が必要であるという認識の下、少子化対策も男女共同参画も両方とも拡充していくという認識であります。

神本美恵子君 御認識はもう重々、書かれたも

のや発言されたことで存じ上げております。

それで、私は政策評価をする場合に決算が必要だということをお願いしているんで、もうそのことは是非、大臣、よく考えていただきたいと思えます。

この一覧表の中に、高齢者等が安心して暮らせる条件の整備、ちなみにこの予算の全額が二兆七千億、十六年度予算額であったわけですね。その中の一兆九千億は高齢者対策なんです。それが男女共同参画の中に入っている。もちろん、高齢者の中には、半分は女性ですからいいんですけども、こういう形で、じゃ、男女共同参画に二兆七千億も使っているというふうな国民は錯覚を受けますけれども、内訳はこうなっているって、これはどうなんだというふうなことにもなりますので、是非そこも見直していただきたいということをお願いしまして、時間がないので次の問題に行きたいと思えます。

次は、教科書業における特殊指定廃止に関する問題です。

今日、文科大臣おいでいただいておりますが、三月十六日に公正取引委員会がいわゆる教科書特殊指定を廃止する方向で検討に入ったというふうな報じられておりました。その理由が、制定後五十年が経過し、教科書採択の方法、手続が整備され、教科書発行者による売り込み競争や取引の

実態も大きく変化してきたため、採択がゆがめられるおそれが著しく減少し、教科書の分野への特殊指定は不要になってきたというふうに言われております。これは文科省と公正取引委員会とが、むしろ制定の経緯としては、公正取引委員会が経済的分野において教科書の販売における過当な競争が行われている、あるいは不当なやり取りが行われているというふうなことからこの特殊指定が設けられ、文科省はそれを受ける形で、文科省としては、教育の内容、教科書の内容をゆがめないように、公正な採択が確保されるようにという両者の合意といえますか、から置かれた特殊指定だと私は認識しているんですけれども、この廃止を打ち出すに当たって文科省に事前の折衝とか、そのパートナーとして事前に何か相談などあったんでしょうか。局長で結構です。

政府参考人（銭谷眞美君） 教科書の特殊指定は、教科書における公正な競争の確保の観点から、教科書業者などが行うことが禁じられる不公正な取引方法の内容を明らかにするために、公正取引委員会において告示を行っているものでございます。今回の件につきましては、昨年末末、公正取引委員会の方からこの特殊指定について廃止を検討しているというお話は文科科学省の方にございました。

文科科学省としては、この特殊指定がこれまで

長年にわたり運用されまして教科書採択の公正確保を図るために大変重要な役割を果たしてきたということを申し上げまして、公正取引委員会との間で話し合いは続けてきたところでございます。そのうちで、三月の十六日に公正取引委員会の方から廃止についての意見募集が行われたという経緯でございます。私どもといたしましては、これまで教科書の特指指定が果たしてきた役割にかんがみまして、この件については引き続き公正取引委員会と協議をしていく必要があると、こう思っているところでございます。

神本美恵子君 この件については小坂大臣も懸念を発言していらっしゃるようですが、今後公取と協議していくということですが、スタンズとしては廃止の方向でいらっしゃるのか、それとも懸念があるので存続といえますか、という立場でいらっしゃるのか、大臣としてはどのようにお考えですか。

国務大臣（小坂憲次君） 既に私が言っていることは御存じのようでございますが、廃止を前提に懸念をするということも変な話でございます。廃止をすることを積極的に考えて懸念をするというのは変な話でございます。懸念をするというのは、今のこの特指指定の果たしている役割というものをしっかり御理解をいただきたいという立場でまずあるわけでございますね。

ですから、スタンスはそういう形の中で、仮にお決めになるのは公正取引委員会の方でございますので、そのような場合にどのような形でこれを今まで築き上げられてきた秩序が引き続き維持されるのかについて、公正取引委員会としてのお考えを聞かせていただきながら、そこで私どもの懸念が払拭されるかどうかという議論でございます。そのような形で私どもの懸念を払拭できるような御意見が得られれば、私どもとしてはその決定に従わなきゃならないという立場はあるわけでございます。

しかし、私どもとしては、今日まで、昭和三十一年に告示されて以来のこの長年にわたる運用でございますので、この禁止された事柄が一つの商習慣になって今後ともちゃんと守られるから大丈夫だというようなことがしっかりと私ども認識できればいいですが、そうでないならば、どのような形で公正確保が図られるのかという点について十分な議論をしてまいりたいと、このように考えております。

神本美恵子君 猪口大臣、名取局長、もう結構ですので、ありがとございました。私の質問は終わっていますので。

それで、小坂大臣、確かにこれが廃止されたらどうなるかということに対して、やってみなきゃ分からないということはあるのかも知れませんが

けれども、私は、今回公取委がなぜこれを廃止しようとするのか、もう制定された当時と状況は変わったというけれども、果たして変わったのかなむしろもっと激しい過当競争が出版社同士で行われるのではないか、あるいは他社に対する誹謗中傷が行われるのではないか。それによって、今でもこの特指指定があっても寡占化が非常に進んでいますし、それによって小さな出版社は見本も配れない状況が出てきているというような今実態がございますよ。

そのうちで、これをだれのために廃止するのか。少なくとも子供のためではないということ。私ははっきり言えるのではないかと。子供にとって、この特指指定が廃止されたら子供たちが使う教科書の選択の幅が狭まるということはもう目に見えていますので、これにはもう懸念ではなくて断固反対ということ、これを堅持すべきだ、存続すべきだということ、これを明確に打ち出して公取委と協議をしていただきたいと思います。私には思っていますけれども、最後に大臣、一言お願いします。

国務大臣（小坂憲次君） 委員のおっしゃりたいことは各方面でも議論されておると思っております。

そういった中で、教科書の見本の送付を始めとしたこの制限事項が廃止された場合にも、これまで同様にその制限を行うことができるのかどうか

こういつた点について十分に協議をさせていただきまして、この採択の公正が損なわれることのないように、そこを一点に私もはっきりとらえてこの問題に対処してまいりたいと存じます。

神本美恵子君 是非、週刊誌などでは教科書も金次第なんてことが書かれておりますし、やはり子供たちの手に渡る教科書はより良質なものでなければいけないし、多様な教科書の中からより良いものが選択されて、教科書そのものもその選択によつてより良いものにまたなつていくという、そういう制度として機能してきたと思っております。是非存続の方向で頑張つていただきたいと思います。

次に、強制連行犠牲者の遺骨問題に関する御質問をしたいと思います。厚生労働大臣もいらつしやいますので、是非お聞きしたいと思います。

これは、この問題については一昨年の十二月、日韓首脳会談で小泉総理が盧武鉉大統領に対して強制連行をされた民間徴用の方々の遺骨収集を検討したいというふうな約束されて、日本政府としても今誠意を持ってそれにこたえた取組がなされているということについては、私もまず敬意を表したいと思います。

ところで、この問題について衆議院の予算委員会において我が党の松本龍議員からも質問があつて、その際、厚生大臣は、一体でも多くその結果

が出るように全力を挙げてまいりたいというふうな述べておられます。その決意は変わりはないのかということについて、まず御決意を伺いたいと思います。

国務大臣(川崎二郎君) たしか衆議院の予算委員会の分科会で松本龍委員から御質問をいただきました。これは、今言われましたように、一昨年、日韓首脳会談が行われましたときに盧武鉉大統領から小泉総理に御要請があり、そして何ができるかということを考えているということで総理が受け止められ、その後、厚生労働省、また外務省それから内閣官房併せてその問題に当たるようにという御指示をいただいて、今懸命に取り組みせていただいているところでございます。

そのときに私は、こうした経過もあり、また我が国の正に日韓関係に懸ける誠意として一体でも多くお返しできるように努力をしたいと、こう申し上げたとおりで、正に予算委員会の場で申し上げたことでありますので、精一杯頑張りたいと思えます。

神本美恵子君 本日に政府挙げて誠意を持って取り組みたいという大臣の御決意をいただきました。

それを踏まえて幾つかお伺いをしたいと思いますけれども、政府から地方自治体の方に遺骨の調査依頼が昨年六月二十日付けで行われて、昨年の

九月二十日までの調査結果が韓国側に伝えられたというふうな聞いております。

これは新聞でも報道されていきましたように、企業からの情報も合わせて八百六十八体の遺骨情報があり、韓国に伝えられたというふうな聞いておりますが、これはその母数が幾つなのかというのがはっきりしませんので、多いのか少ないのかという評価は難しいかもしれませんけれども、やはり民間の研究者によれば、六十万人の方が日本に徴用されたというふうな言われております。必ずしも六十万人が全部こちらで亡くなったわけではありませんので、無事に帰られた方もいらつしやいますでしょうし、こちらに、その御家族の方と一緒にこちらに残つて暮らしていらつしやる方もいらつしやいますでしょうし。しかし、その母数が分からないにしても、韓国が真相究明委員会で韓国におけるその被害者からの申請を受け付けたものが十九万件、そのうち労働者として徴用された人が十三万件、そのうち死亡、行方不明があるということ申請した遺家族の方が二万三千件あるということなんです。その二万三千件という数から見ても、八百六十八体というのは余りにも少な過ぎるということで、韓国の方からもそういう不満の声が上がっているというのは聞いております。

政府から各自治体に調査依頼をされて返事が来

たものがそれだけなんです。幾つの自治体から返答があつて、幾つからはなかつたのか。回答がなかつた自治体に対しては、今後改めてもう一度再調査を依頼するなり、そういうことを当然やられると思います。いかがでしょうか。

政府参考人（鈴木直和君） 今御指摘ありましたように、朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の御遺骨につきましては、昨年の六月二十日付けですべての地方公共団体と宗教法人に対して情報提供依頼を行いました。今御紹介しましたように、現在、地方公共団体及び企業から寄せられた情報分として、八百六十八体の遺骨の所在に関する情報を韓国側に提供したところでございます。

この後も地方公共団体に対してはフォローアップをしていきたいと考えておりますし、それから、これからの宗教法人からの情報提供と合わせて、情報収集、これから進展するものと見込んでおります。

神本美恵子君 回答がなかつた自治体にもフォローアップをしていきたいというふうに受け止めてよろしいですね。

それから、その次に、昨年五月の第一回日韓これ実務者協議だと思ひますが、韓国側からの要請で、調査は体系的かつ広範にということ、具体的に埋火葬認可証や徴用者の死亡報告の情報提供というものを厚労省が中心になって是非欲しい

ということが出されておりますけれども、これらの情報は死者を特定して遺骨がどこにあるのかということ突き止める重要な情報源であると思ひます。

これについて、すべての地方公共団体からこの埋火葬認可証、徴用者の死亡報告の情報提供というものについて取り組みをなさる、働き掛けるべきだと思ひますけれども、これについてはいかがですか。

政府参考人（鈴木直和君） 昨年の六月二十日に情報依頼をしたときに、そういった遺骨に関する情報が所在する可能性がある部署ということであるんな例示を挙げて情報提供の依頼をしております。

その中で、今御指摘のありました埋火葬認許証等につきましては、六月二十日の段階でもそういったものを例示として挙げておりますが、韓国側から、そういった調査を徹底してほしい旨の要望がございましたので、今年の一月に、これについては注意を喚起するために、すべての地方公共団体に対して埋火葬認許証等に関する部分について再度調査を依頼したものでございます。

神本美恵子君 その調査依頼された文書は見せていただきましたので、あと、それがどのように各自自治体で取り扱われるかということが重要だと思ひます。本当に捜すのか。新聞報道などを

見ますと、厚労省さんがせっかく出された文書がたらい回しになって、都道府県で総務課が受けて総務課から市町村に行くと、どこの部署も対応するところがないということ、たらい回しになって、結局、うちにはないという返事でもうそれで終わりというふうなことも報道されておりますし、私、NGOの方からこの埋火葬認可証というものの写しを見せていただいたんですが、本当に、死亡者のところに、本籍地、これは韓国、朝鮮の住所が書かれておりますし、亡くなられた方のお名前、日本名になっている方もいらっしゃいますが、それから死亡場所、死因、それから埋葬地も書かれております。

本当にこれ、こういうのが見付かれば、遺族家族の方はどんなに、何と申しますか喜ばれると申すか、六十年たつた今ですけれども、非常にこれは重要な書類だと思ひますので、是非この発掘を各自自治体に、すべての自治体に取り組むように働き掛けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

政府参考人（鈴木直和君） 昨年六月二十日に依頼をして、その中に例示をして依頼をしておりました。また、今年の一月、依頼をしておりますので、そういった面で地方公共団体の方も誠実に取り組んでいただけるものと考えております。

今後、実地調査等の段階でも、そういった関係

のところには協力をお願いしていきたいと考えております。

神本美恵子君 是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、そういう死亡情報ということでは、これもお借りしているんですが、戸籍への記載の元になる死亡情報を含む戸籍受付帳というものが福岡県山田市から、また同様のこういう資料が北海道の富良野町からも出てきたというふうにお聞きします。これも、こういう山田町の受付帳なんですが、この中に、同じように、本人の名前とそれから本籍地、それから死亡情報等も書かれております。

この戸籍受付帳ですね、こういうものもどの程度保管されているものなのか、市町村合併でこれから様々にこういうものも処理されたりするおそれもありますので、早急に保管状況を調べて、この中にそういう情報がないかということ把握していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

政府参考人（鈴木直和君） 戸籍受付帳につきましては、昨年六月二十日の段階でもそういった戸籍の担当部署にも確認してほしいというお願いをしております。

埋火葬認証証につきましては、その後、韓国側から要請がありましたので再度という形でやって

おりますが、ただ、いずれにしても、地方公共団体、私どもがいろいろ例示をしてお願いをしておりますので、誠実に対応していただいたものと認識をしております。

神本美恵子君 今まで幾つかの死亡情報が含まれた名簿等のお話をしましたけれども、地方公共団体に厚労省としてお願いをされて、そしてそこから上がってきたのがどのぐらいなのか、私、担当の方とお話ししましたら、それは申し上げられませんと言われて、私は何とも評価のしようがなかったんですね。

その厚労省さんが出された文書を見ますと、関連の情報提供につき御協力お願いすることいたしました。なお、この情報提供依頼は地方公共団体の自発的な協力を仰ごうというものです。上記の趣旨も踏まえて、是非とも御協力お願いします。あくまであなたたちの自発的な協力です。という、こんなことわざわざ書かなくて当たり前でしょうという感じなんです。それから、提供をお願いしたい情報のところにも、以下のような情報がある場合には、判明している範囲で構いませんので、別添の回答表に記入の上この回答送付先までというふうな、何だか、本当にすべての自治体からなくなる前に、資料がなくなる前に何とか早く集めて韓国に誠意ある情報提供なり遺骨を探し出すという、全然腰が引けて、見えないん

ですけれども、どうですか。

政府参考人（鈴木直和君） 国と地方公共団体の関係、これは指揮命令関係にあるわけではございませんので、あくまでも情報提供依頼ということをお願いしております。

ただ、その依頼に当たっては、そういった資料があるないにかかわらずいろいろ情報提供をお願いをしておりますし、電話等でもフォローをしておりますので、そういった点から地方公共団体の協力は十分得られるものと考えております。

神本美恵子君 こういう腰が引けた状態ではもう何年たっても出てこないでしょうし、もう出てきた分だけで、はい、終わりですということにしかならないと思いますので、それについてはまた後でちょっと触れたいと思いますが。

また、韓国側からは具体的に、例えば厚生年金名簿、供託金名簿などにも死亡者名や就労した企業名、死亡年月日などが記載されているので、そういうものも集めてください、情報提供くださいということが向こうから依頼をされていると思います。

私、福岡出身ですけれども、やはりこの問題にずっと取り組んでいらっしゃる市民団体、今、去年辺りネットワーク、全国ネットワークをつくって本当に精力的な取組をしていらっしゃるんですが、その方からお借りしたものは、変災、変わっ

た災い、変災報告書綴というんですが、ある鉱業所の落盤事故の資料なんですね。そうしますと、これに、だれが亡くなったと、一人につき一枚ずつ亡くなった方の名前、韓国、朝鮮名の方がいらつしゃいます。そして、二枚目に落盤事故の図があつて、これのどこでどのような格好で、状態で亡くなったかということまで一枚一枚企業が作つているものがあるわけですね。こつこつものが保管されている、すべてとは言いませんけれども、保管されている可能性があるということをお前提に、これもなくならないうちには是非もう総力を挙げて探し出していただきたいと思つんです。

こつこつものを民間の手で探し出して、それが実際遺族の方とつながったときに、その遺族の方はこれを読みふけり、この図を見たり、こつこつたものを読みふけて、父はこのようにして亡くなったんですねと言つて本当に泣き崩れられると、こつこつな新聞記事を見たりしたんですけれども、私もそれはよく分かります、その気持ちをですね、こつこつこつこつことを是非、これは厚生労働省だけではなくて、先ほど大臣おつしゃつたように、内閣官房も外務省も一緒に協力してやっているわけですから、政府全体としてこつこつ気持ちを、何というんですか、気持ちを思いながら、思いをはせながらこの名簿探しをやっていたかといふふうに思いますけれども、今日は厚生労働省しかおいでに

なっていたいておりませんので、厚生労働省、担当としてどうですか。

政府参考人（鈴木直和君） この朝鮮半島出身者の遺骨の問題、これは非常に重要な問題でございますので、厚生労働省としてもこの問題に対して体制を整えて現在取り組んでいるところでございます。

今後とも、厚生労働省としてできる限りの情報が集まりますように取り組んでまいりたいと考えております。

神本美恵子君 もつ時間がなくなりそうなので、最後に、今日、厚生大臣、文科大臣もおいでになっていらつしゃいますし、副大臣もおいででございますので、今の厚生労働省任せのような取組だけでは先ほど言いましたような、本当に必要な死亡情報が集められて、それを基に遺骨に行き当たつて、その遺骨をちゃんと返還できる、遺族の元にお返しするところまでとても行かないうちに遺族の方がまず高齢化してお亡くなりになるといっておそれもありますし、こちらが今、まだ今なら残っているかもしれない情報が消却されたり、もう処分されたりするといふおそれもありますので、これは本当にスピード感を持って体制を整えてやるべきだと思います。

お聞きしましたら、厚生省には人道調査室といふのが置かれました、これはいいんですが、三人

そこにいらつしゃるだけだといふふうにお聞きしたんですね。予算は特に組まれていないので、庁費でそこで調査する予算は使われるといふふうなことをお聞きしました。こつこつことではなくて、政府と、それから自治体と企業と、それからNGO、それから仏教会、全日本仏教会も総力を挙げて協力するといふようなことも聞いておりますので、是非この五者が緊密な連携の中で総合的な調査ができるように取り組んでいただきたいということをお申し上げたいと思います。

それぞれの大臣の決意をお伺いしたいと思つます。

国務大臣（川崎二郎君） 一昨年来の経緯、また事務的に進んでいる状況を局長から御説明申し上げました。

今お話ございましたように、内閣官房が全体の調整を行う、官房長官がされます。また一方で、日韓の信頼関係の問題でありますから、外務省が韓国との関係、民間企業との関係をやる。また、小坂さんにも今横で話していただんですけれども、文科省は宗教団体との関係をやっていただく。また、地方自治体の動きが鈍いじゃないかといふ御指摘をいただいて、もうちょっと厚生労働省しつかり言えと、こつこつお話をいただきました。これは、実際は総務省がしつかり物を言つてもらわなきゃならないと思つております。各役所がそれ

それ連携取りながら、そして正に韓国の大統領から言われて総理が引き取った話でありますから、小泉内閣としてもしつかりやらなきゃならないとこつこつ認識をいたしております。

一方で、私も中で組織をつくらしていたいた、これは現地向きです、経費の問題いろいろありますけれども、現地向いて各地域を調査させたいと、この一年間やらせますので、また成果が上がった段階で御報告をさせていただきますことになるだろつと思ひます。

国務大臣（小坂憲次君） 神本委員、大変に熱心に勉強されての御質問でございますから、私も確かに重要な問題だという認識を改めて深くしたところでございます、今厚生労働大臣おつしやつたように、内閣官房を中心にいたしました、外務省、厚生労働、そして総務省、さらに私も文部科学省、宗教団体との連絡を担当しておりますから。そういった意味で、これはタイミングが非常に重要だという認識を持って、その御意思に皆さんの気持ちに添えるような取組を厚生労働省としつかり連携を取つてまいりたいと存じます。

神本美恵子君 厚生労働大臣、文科大臣、前向きに政府として取り組むという姿勢を表していただきましたので、大変今日は質問してよかったなというふうに思っております。あと、これが具体的に本当に人的に、もう体制として大臣同士で話

していただいて、体制を取つて前へ進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

仏教会のこと、曹洞宗のことを私ちょっと資料で読んで感動したんですけれども、ここはきちんと、自分たちも戦争に加担したという反省の下に、二度とこつこつことを繰り返さないためにということ、その宗派の中に方針を立てて、六項目の基本原則を作つて、それに基づいて自分たちのお金でダイレクトメールを送つたりして調査を進めていらつしやる、もう自分たちの問題と自覚して主体的にやつていらつしやるという、このことは学ぶべきだと思ひますので、最後に蛇足ですけれども付け加えさせていただいて、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。
那谷屋正義君 民主党・新緑風会的那谷屋正義でございます。

小泉改革は小さな政府の掛け声の下で様々な改革に今取り組まれているわけでありますが、それに対して、東大の神野直彦という教授がいらつしやいますけれども、「日本の目指す「ほどよい政府」への道」という、そういう論文がありまして、その中で、二十世紀から二十一世紀への世紀転換期である今日を、スウェーデン政府の言葉をかりながら知識社会の時代と位置付けているわけであります。

その知識社会の時代になると、自然に働き掛ける生産の主体としての人間そのものが重要な役割を果たすということになります。そうになると、人間的な能力を高めるサービス、知識資本が社会的インフラとなります。つまり、学校教育の重要性はもとより、人間のあらゆるライフステージでの掛け替えのない能力を高めるために、職業能力開発や求職者等が有する潜在的な成長力、それを、発揚を図る観点から、職業紹介を通じた就職の実現なども含めた様々な広範囲にわたつての教育サービスが最重要視されるべき社会的インフラとなるといふふうにおつしやります。

そういう点、この理念に小泉改革は無謀にも挑戦をしているのではないかとこつこつに思つたわけでありまして、その中でやはり矛盾がだんだんむき出しになってきています。その中で不幸にも一番鋭く噴出しているのが教育分野であり、職業安定行政であると言わざるを得ない。この問題意識から、小坂文部科学大臣、そして川崎厚生労働大臣に順次お尋ねをしたいというふうにおつしやります。

本院において子供たちの観点に立つた熱い教育論が展開されてきております。子供の最善の利益が第一義とされることは言つてもありません。このプライオリティーからしてある意味当然かもしれませぬけれども、教育現場を成立させる両輪のもつ一つ、つまりは教職員が抱える問題につい